



# 障害のある人の雇用・就業への ステップを支援する委託訓練

ご協力していただける企業、社会福祉法人、NPO法人等を募集しています。

## 1 委託訓練とは

ご協力いただける企業等と県が職業訓練の委託契約を締結し、障害のある人（訓練生）が実際の職場で就労経験を積ませていただくことにより、就職に必要な知識、技能の習得を図ります。あわせて、委託先企業等での就労を目指します。

法定雇用率が未達成で障害のある人を雇用したいけれど、すぐに雇用することは不安だと思われる企業等の皆さま、また、積極的に障害のある人を雇用したいと考えている企業等の皆さま、ぜひ、障害者委託訓練をご活用ください。

## 2 訓練期間

訓練期間は原則約2か月です。訓練時間の標準は月当たり100時間（下限60時間）です。1日あたりの時間設定は任意に設定できます。※要相談

## 3 委託料

訓練生1人につき、\*中小企業（下表の参照）には月額9.6万円（税別）を、中小企業以外は月額6.4万円（税別）を上限とした委託料を、訓練終了後に県からお支払いします。

また、訓練生には別途、県から訓練手当を支給します（訓練期間、その他条件等により支給されない場合があります）。

### \*中小企業

業種	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下		900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

## 4 訓練生の募集方法

訓練生の募集については、県が行います。

（障害者支援機関の登録者等が当該企業での就職を前提とした職場見学・職場実習を行い、その次のステップとして、就労の可否の最終判断を行うために委託訓練を活用される事例が多くあります。）

# 障害者委託訓練（実践能力習得訓練Ⅰ-Ⅱ）に関する事務手続きの流れ

## 1 県障害保健支援課との事前の打合せ

書類提出の前に、県（障害保健支援課）が打合せに伺います。そこで、訓練スケジュール（訓練開始日及び終了日、時間数）等を決めます。

## 2 県への提出書類

1にて詳細が決まれば、次の①～⑥の書類をご提出いただきます。

- ①見積書 ②障害者委託訓練受託申込書 ③障害者委託訓練提案書 ④実施施設の概要
- ⑤訓練予定表（時間計画）⑥課税事業者届（該当企業の場合）⑥その他必要書類

## 3 実施要項の策定

2の書類の提出を受けて、県が実施要項を作成します。

## 4 訓練生の決定・通知

郵送等により訓練生の決定通知書を送付します。

## 5 職業訓練委託契約の締結

4で訓練受講者が決定後、県と委託先とで職業訓練委託契約（指定様式）を締結します。契約期間は訓練開始日から訓練終了日です。

**以上1～5までの手続きは、標準的に3週間程度かかります。**

**なお、事務手続き（書類作成）については、できる限り障害保健支援課がサポートさせていただきます。**

- 今後、障害者委託訓練に関してのご質問やご意見、又は、活用してみようか…とお思いになられた場合は、下記にご連絡ください。よろしくお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

高知県 子ども・福祉政策部 障害保健支援課

就労支援担当

門田、田渕

障害者職業訓練コーディネーター

宮崎、大崎、市川

Tel: 088-823-9560

Fax: 088-823-9260

Mail: 060801@ken.pref.kochi.lg.jp



# 障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）実施までの流れについて

## 検討段階



### 企業訪問

障害のある人が実際の職場で就労経験を積むことで、就職に必要な知識や技術の習得を図るため、障害者職業訓練コーチ・コーディネーターが企業等を訪問し、県と企業等が委託契約を締結して実施する職業訓練について説明します。

## 導入段階



### 企業見学

障害のある人の希望する職務や特性等に合った職場環境であるかを確認するとともに、企業側は、職場実習→職業訓練→雇用につなぐことができそうな人物かを確認します。（1日、謝金なし）

※見学希望者は県が募集



### 企業実習

実際の職場での作業を通じて、障害のある人の職務内容の理解につなげるだけでなく、企業側も必要な配慮事項の把握などを行います。（2週間程度）

※企業と障害者支援機関等が契約締結

## 実施段階



### 職業訓練

企業実習の結果、職業訓練の実施に向けて、障害のある人、企業双方の意向が一致すれば、雇用に向けて、職場で作業経験を重ねて職業能力を高めるため、2カ月間（原則）の職業訓練を行います。

【委託料（企業等に支給）】※訓練生1人につき  
《中小企業》月額9.6万円（税抜）  
《大企業》月額6.4万円（税抜）

※訓練生には別途訓練手当を支給

